

## 白山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

2 この告示において「審査機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関をいう。

### (低炭素建築物新築等計画の認定基準)

第3条 低炭素建築物新築等計画は、法第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合するものとする。

### (事前審査)

第4条 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合していることについて、審査機関の技術的審査を受けることができる。

### (必要な図書)

第5条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 審査機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該審査機関が交付する適合証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

### (軽微な変更)

第6条 認定建築主は、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届を市長に提出するものとする。

(認定申請等の取下げ)

第7条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による申請をした者は、市長が当該申請に係る認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請等取下届により市長に届け出なければならない。

(建築の取りやめの届出)

第8条 認定建築主は、法第56条に規定する低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、速やかに取りやめ届を市長に提出するものとする。

(建築工事の完了の報告)

第9条 認定建築主は、法第56条に規定する低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、建築工事完了報告書により市長に報告しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、法第53条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定の申請があった低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第11条 市長は、法第57条の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書により行うものとする。

(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第12条 市長は、法第58条の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を取り消したときは、計画認定取消通知書により通知するものとする。

(認定等の証明)

第13条 認定建築主は、低炭素建築物新築等計画の認定（法第55条第2項において準用する場合を含む。）を受けていることの証明書の交付を受けようとするときは、証明願を市長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。